

大阪港内公有水面埋立事業について

1. 事業の概要

免許出願者：大阪市

(埋立処分場建設事業の事業者は大阪湾広域臨海環境整備センター)

事業内容：公有水面の埋立、廃棄物処理施設(最終処分場)の建設

事業目的：大阪港における将来の取扱貨物量の増加と船舶の大型化への対応、安全な港づくりを進めるための用地確保、廃棄物や浚渫土砂等の処分場の確保

事業場所：大阪港内夢洲地先

事業面積：203.6ha(うち、大阪市事業区域約109ha、センター事業区域約95ha)

事業期間：平成13年度 (護岸工事等着工)

(予定) 平成15年度～平成21年度 (廃棄物、浚渫土砂の受け入れ)

平成22年度～平成23年度 (土質改良等)

平成24年度 (埋立終了予定)

2. 施工方法

大阪市の事業区域については、大阪港の港湾整備により発生する浚渫土砂、大阪市公共事業から発生する陸上残土を処理。

大阪湾広域臨海環境整備センターの事業区域については、大阪湾圏域から発生する一般廃棄物等を処理。

埋立面積の内訳

用途	面積 (ha)
埠頭用地	41.3
保管施設用地	59.4
交通機能用地	16.5
危険物取扱施設用地	59.6
緑地	26.8
合計	203.6

埋立用材の内訳

種類	埋立用材量 (万 m ³)		
	大阪市	センター	計
浚渫土砂	2,150	—	2,150
陸上残土	150	280	430
一般廃棄物	—	490	490
産業廃棄物	—	630	630
合計	2,300	1,400	3,700

3. 経緯

平成9年3月27日：中央港湾審議会において、大阪港港湾計画改訂承認
新島部分(約287ha)が港湾計画に位置付けられる

平成10年10月12日：大阪市より、埋立面積の縮小を公表(全体計画 287ha 205ha)

平成11年1月8日：環境影響評価準備書の提出

平成11年12月21日：評価書の縦覧開始(～平成12年1月26日)

平成12年2月16日：大阪港圏域広域処理場整備基本計画(フェニックス基本計画)の変更について、厚生・運輸両大臣から環境庁長官に協議

平成12年3月22日：フェニックス基本計画の変更について、第171回中央港湾審議会に上程、了承される

平成12年3月23日：フェニックス基本計画の変更について、環境庁長官から厚生・運輸両大臣に回答

平成12年10月30日：大阪港内公有水面埋立事業の公有水面埋立免許出願がなされる

平成13年1月9日：主務大臣である国土交通大臣に認可申請

平成13年3月16日：国土交通大臣より環境大臣に対し、意見照会